

○ 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）（第十条関係）

	改 正 案	現 行
別	<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第五十一条 継続企業の前提に関する注記は、当該特定目的会社の事業年度の末日において、特定目的会社が資産流動化計画の計画期間にわたって事業活動を継続するとの前提（以下この条において「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該特定目的会社の事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）における次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための取締役の対応及び経営計画</p> <p>四 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無</p>	<p>（継続企業の前提に関する注記）</p> <p>第五十一条 継続企業の前提に関する注記は、当該特定目的会社の事業年度の末日において、特定目的会社が資産流動化計画の計画期間にわたって事業を継続するとの前提（以下この条において「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合における次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</p> <p>三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための取締役の対応及び経営計画</p> <p>四 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無</p>